

## ＜問題 1＞

東京にある貿易会社Aは、韓国にあるメーカーBから輸出令別表第1の2の項（32）に関連する質量分析計を輸入し、東南アジア地域に輸出する予定である。購入前にこの質量分析計の該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか正しいものを1つ選びなさい。

1. 輸出令別表第1の2の項（32）は、MTCRの規制である。したがって、MTCRのサイトにある質量分析計の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。
2. 輸出令別表第1の2の項（32）は、ワッセナー・アレンジメントの規制である。したがって、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある質量分析計の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。
3. 輸出令別表第1の2の項（32）は、原子力供給国グループ（NSG）の規制である。したがって、NSGのサイトにある質量分析計の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。

**<問題 1 >**

**【正解】** 3 正解率は約 94%

輸出令別表第 1 の 2 の項 (32) は、原子力供給国グループ (NSG) の規制である。

## <問題 2>

該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京の貿易会社Xは、台湾のメーカーYから、外為令別表の8の項に関連するスーパーコンピュータ用のプログラム $\alpha$ を購入し、欧米で販売する予定である。この場合、外為令別表の8の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category4 Computers の英文を参考にメーカーYにスペックを確認させる。
- B 東京の貿易会社Xは、台湾のメーカーYから、輸出令別表第1の3の項(2)に関連するポンプ $\alpha$ を購入し、欧米で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の3の項(2)は、MTCRの規制なので、MTCRのサイトにある規制の英文を参考にメーカーYにスペックを確認させる。
- C 東京の貿易会社Xは、台湾のメーカーYから、外為令別表の9の項に関連する暗号プログラム $\alpha$ を購入し、欧米で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category5-Part2"Information Security" の英文を参考にメーカーYにスペックを確認させる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

**<問題 2>**

**【正解】** 2 正解率は約 89%

**Bは誤り。** 輸出令別表第1の3の項(2)は、オーストラリア・グループ(A  
G)の規制である。

**<問題3>**

輸出令第5条第1項について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令第5条第1項により、税関は財務大臣の指示に従わなければならないと規定されている。
- B 輸出令第5条第1項により、税関は貨物や技術を輸出（提供）しようとする者が、許可を受けているか、又は受けることを要しないことを確認しなければならないと規定されている。
- C 輸出令第5条第1項により、税関は貨物を輸出しようとする者が輸出許可等を受けているか、又は輸出許可等を受けることを要しないことを確認しなければならないと規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

### ＜問題 3＞

【正解】 1 正解率は約 86%

**Aは誤り。** 輸出令第 5 条第 1 項では、「経済産業大臣の指示に従い」と規定されている。

**Bは誤り。** 輸出令第 5 条第 1 項では、「貨物を輸出しようとする者」が対象となっており、「技術を提供する者」は対象とはなっていない。

### (参考)

(税関の確認等)

第 5 条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第 48 条第 1 項の規定による許可若しくは第 2 条第 1 項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

#### <問題 4>

外為法第 25 条第 1 項について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある大学の X 教授は、アメリカの大手インターネット検索会社 Y が提供しているストレージサービスを利用している。X 教授は、自ら設計開発したプログラム（外為令別表の 6 の項該当）を当該ストレージサービスに保管し、本人のみが使用しているのであれば、外為法第 25 条第 1 項の役務取引許可は不要である。
- B 大阪にあるソフト会社 X は、外為令別表の 9 の項に該当する暗号通信プログラムを開発した。無料で不特定多数の者に提供するため、自社のホームページに当該暗号通信プログラムをアップロードする場合、外為法第 25 条第 1 項の役務取引許可は不要である。
- C 名古屋にあるメーカーの X 技術部長は、現在開発中の外為令別表の 2 の項に該当するプログラムを持って、ニューヨークに出張する予定である。この場合、自己使用のみであれば、外為法第 25 条第 1 項の役務取引許可は不要である。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

**<問題 4 >**

【正解】 3 正解率は約 61%

- Aは正しい。** 役務通達の別紙1-2(1)で、「ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらなため、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第25条第1項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しない。」と規定されている。
- Bは正しい。** 役務通達1(2)で、「例えば、電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為はこれに含まれない。」と規定されている。よって、外為法第25条第1項の役務取引許可は不要である。
- Cは正しい。** 外国に外為令別表の2の項に該当するプログラムを持ち出す場合であっても、自己使用であれば、外為法第25条第1項の「**提供することを目的とする取引**」にあたらない。



<問題5>

外為令別表の3の項、貨物等省令第15条の2、役務通達の<解釈>に関する規定を読んで、下線部分が誤っている組合せを1つ選びなさい。

(参照条文)

	技 術
外為令別表 3の項	(1)輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (2)輸出貿易管理令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
貨物等省令 第15条の2	外為令別表の3の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

<解 釈>

使 用	外為令別表の3の項(1)における「使用」は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。
-----	--

- A 輸出令別表第1の3の項(1)に該当するシアン化カリウム(青酸カリ)の保管方法の説明書は、外為令別表の3の項(1)の「使用」の技術に該当しない。
- B 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貯蔵容器の外側に付けるメーカーのロゴマークのデザインは、外為令別表の3の項(2)の「設計」の技術に該当する。
- C 韓国の子会社でシャンプーを製造するために、子会社に輸出令別表第1の3の項(1)に該当するトリエタノールアミンを500キロ購入しなさいという指示書は、外為令別表の3の項(1)の「使用」の技術に該当する。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題5>

【正解】2 正解率は約61%

**Aは正しい。** 外為令別表の3の項(1)における「使用」は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいうので、輸出令別表第1の3の項(1)に該当するシアン化カリウム(青酸カリ)の保管方法の説明書は、外為令別表の3の項(1)における「使用」の技術にあたらぬ。

**Bは誤り。** 外為令別表の3の項(2)は、貨物等省令第15条の2により、「外為令別表の3の項(2)の経済産業省令で定める技術は、**第2条第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。**」と規定しているので、機能や性能に関係のないロゴマークのデザインは、規制していない。

**Cは誤り。** 外為令別表の3の項(1)における「使用」は、Aの解説にあるように化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいうので、輸出令別表第1の3の項(1)に該当するトリエタノールアミンを500キロ購入しなさいという指示書は、外為令別表の3の項(1)における「使用」の技術にあたらぬ。

＜問題 6＞

輸出令別表第 1 の 8 の項、貨物等省令第 7 条第四号について、正しい説明を 1 つ選びなさい。

1. シストリックアレイコンピュータ専用の集積回路は、貨物等省令第 7 条第四号に該当しない。
2. 医療用に設計された装置に組み込まれたシストリックアレイコンピュータは、貨物等省令第 7 条第四号に該当しない。
3. シストリックアレイコンピュータに使用されている J I S 規格のネジやボルトは、貨物等省令第 7 条第四号に該当する。

(参照条文)

貨物等省令第7条 第四号	電子計算機であつて、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品  イ シストリックアレイコンピュータ ロ ニューラルコンピュータ ハ 光コンピュータ	シストリックアレイコンピュータ	データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲートのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。	
		ニューラルコンピュータ	ニューロン(神経細胞又は神経突起)又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。	
		光コンピュータ	データ表現のために光を用いるように設計又は設計変更されている計算機であつて、かつ、その演算論理素子が直接光学デバイスに結合しているものをいう。	
		部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
		貨物等省令第7条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの

<問題6>

【正解】2 正解率は約91%

- 1は誤り。 貨物等省令第7条第四号イで、シストリックアレイコンピュータは該当し、その専用部分品も規制されているので、シストリックアレイコンピュータ専用の集積回路は、貨物等省令第7条第四号に該当する
- 2は正しい。 「貨物等省令第7条に掲げる貨物」については、運用通達の解釈にあるように「**イ 医療用に設計された装置**」又は「**ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの**」は、規制から除外される。したがって、貨物等省令第7条に該当するシストリックアレイコンピュータであっても、医療用に設計された装置に組み込まれた場合、貨物等省令第7条第四号に該当しない。
- 3は誤り。 貨物等省令第7条では、運用通達の解釈にあるように「部分品」は専用部分品が規制されている。よって、JIS規格のネジやボルトのような汎用の部分品は規制されない

**<問題7>**

輸出令別表第1の1の項及び外為令別表の1の項に関して、下線部分が誤っている説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項で規制されている貨物は、貨物等省令第1条に規定されているので、スペックを見て該非判定を行う。
- B 東京にある自動車メーカーXは、東南アジアにある国の警察から、マシンガンや手榴弾にも耐える防弾仕様に改造した車両の引き合いを受けた。自動車メーカーXは、当該車両が輸出令別表第1の1の項に該当する可能性があるため、事前相談手続通達に基づき、近くの関東経済産業局に相談することにした。
- C 外為令別表の1の項でいう「使用」とは、役務通達（3）の用語の解釈で規定されている「使用」と同じで、「操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。」である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 7 >

【正解】 3 正解率は約 45%

- Aは誤り。** 輸出令別表第1（外為令別表）の1の項の武器関連は、政令の規定のみで、対応する貨物等省令はない。
- Bは誤り。** 輸出令別表第1（外為令別表）の1の項の武器関連に該非するおそれがある場合は、「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」（事前相談手続通達）に基づき、必要な書類を用意して、安全保障貿易審査課に相談する。
- Cは誤り。** 外為令別表の1の項でいう「使用」とは、「操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理**等の設計、製造以外の段階**をいう。」とされ、太字下線部分が役務通達（3）の用語の解釈で規定されている「使用」と異なる。つまり、外為令別表の1の項でいう「使用」の方が、規制が広い。

外為令別表		解 釈	
項番	項 目	用 語	用語の意味
1の項	輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	使 用	外為令別表の1の項における「使用」は、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階をいう。

※役務通達1（3）オの「使用」とは、「操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。」

## <問題 8>

東京のメーカーAは、来月、以下の条件の装置Xをタイにある子会社Bに輸出する予定である。装置Xは、リスト規制には該当しないが、装置Xの内部には、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置 $\alpha$ と輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ $\beta$ が、それぞれ1セット正当に組み込まれている。この場合、メーカーAは、どのような対応をしたらよいか正しいものを1つ選びなさい。

### (条件)

- ①装置Xは、輸出令別表第1の16の項に該当。装置Xの初期製造時の市場価格は、300万円である。
- ②暗号装置 $\alpha$ は、装置Xの初期製造時に、1セット90万円で専門メーカーより購入。
- ③ポンプ $\beta$ は、装置Xの初期製造時に、1セット15万円で専門メーカーより購入。

- 1. 装置Xの内部にある暗号装置 $\alpha$ とポンプ $\beta$ について、運用通達の10%ルールは適用できないので、いずれも輸出許可を取得する必要がある。
- 2. 装置Xの内部にある暗号装置 $\alpha$ とポンプ $\beta$ について、いずれも運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- 3. 装置Xの内部にある暗号装置 $\alpha$ とポンプ $\beta$ について、暗号装置 $\alpha$ は、運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できる。ポンプ $\beta$ は、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。

**<問題 8 >**

**【正解】 3** 正解率は約 62%

- 1は誤り。** ポンプβは、装置Xの初期製造時の市場価格300万円に対して、1セット15万円で専門メーカーより購入しているので、価格比が5%で、運用通達の10%ルールが適用できる。
- 2は誤り。** 暗号装置αは、装置Xの初期製造時の市場価格300万円に対して、1セット90万円で専門メーカーより購入しているので、価格比が30%で運用通達の10%ルールは適用できない。
- 3は正しい。** 輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置αは、90万円で購入しているので、少額特例を適用することができる。



**<問題9>**

AからCまでの少額特例に関する説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 大阪の電機メーカーXは、ドイツにあるメーカーYより、戦闘機の制御用に輸出令別表第1の7の項(1)に該当するマイコンの注文を受けた。総価額は、90万円であったので、この場合、少額特例を適用することができる。なお、輸出令別表第1の7の項(1)は、告示貨物ではない。
- B 少額特例が適用できる貨物について、USドルで契約をした場合、契約月が、2015年8月であれば、2015年12月に輸出する場合でも、少額特例の総価額の換算は、2015年8月の「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」のUSドルのレートで計算する必要がある。
- C 名古屋にある工作機械メーカーXは、得意先のインドネシアにある日系の電機メーカーYに、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械1台(市場価格は、500万円)を無償で1年間貸し出す予定である。工作機械メーカーXは、当該工作機械を無償で輸出するので、少額特例を適用して輸出することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題9>

【正解】2 正解率は約80%

- Aは正しい。** 仕向地がドイツであり、輸出令別表第3の地域（ホワイト国）であり、そもそもキャッチオール規制の要件の適用はうけず、当該マイコンが戦闘機の制御用に使用されても、少額特例を適用することができる。
- Bは正しい。** 運用通達1-1の(6)に「**輸出令第4条第1項に規定している総価額の換算については、契約締結日の属する期間の換算率により行う。**」と規定されている。少額特例が適用できる貨物について、USドルで2015年8月に契約した場合、12月に輸出する場合でも、少額特例の総価額の換算は、2015年8月の「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」のUSドルのレートで計算する。
- Cは誤り。** 無償で貸与するために輸出する場合は、税関の鑑定価格に従うことになるが、市場価格が500万円相当であることから少額特例の要件を満たさないので、輸出許可が必要である。

### <問題10>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京在住のX氏は、年末年始の休暇中にハワイに行ってダイビングをする予定である。その際、日頃から使用している自分の自給式潜水用具（輸出令別表第1の12の項（9）に該当）を本人が使用する目的で持ち出す予定であるが、持ち帰るものであれば、輸出許可は不要である。
- B 昨日、アメリカから来日したX氏は、輸出令別表第1の9の項（7）に該当するパソコンを持って入国した。当該パソコンが、X氏の自己使用目的であれば、翌日、X氏が、当該パソコンを持って、北京に向けて出国する場合でも輸出許可は不要である。
- C 東京のメーカーXは、フランスのメーカーYより、リスト規制に該当しない液体 $\alpha$ の注文を受けた。メーカーXは、輸出令別表第1の3の項（2）に該当する貯蔵容器（通い容器）に液体 $\alpha$ 入れて、フランスに輸出する予定である。この貯蔵容器（通い容器）は、フランスに輸出後、日本に戻す場合は、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

**<問題 10>**

**【正解】 3** 正解率は約 56%

**Aは正しい。** 無償告示第二号6にあたるので、輸出許可は不要である。このケースの逆は、無償告示第一号7にあたる。

**Bは正しい。** 無償告示第一号6にあたるので、輸出許可は不要である。このケースの逆は、無償告示第二号5にあたる。

**Cは正しい。** 無償告示第二号7にあたるので、輸出許可は不要である。このケースの逆は、無償告示第一号8にあたる。

### <問題 11>

AからCのうち、貿易外省令第9条第2項について、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 秋葉原などの家電量販店や専門店などで販売されているソフトウェアやインターネット上で販売されているソフトは、リスト規制に該当するものであっても、不特定多数の者が購入できるので、貿易外省令第9条第2項第九号の「公知の技術」にあたり、役務取引許可は不要である。
- B 新宿や東京など大手の書店で販売されている書籍については、リスト規制に該当する技術を含んでいたとしても、不特定多数の者が購入できるので、貿易外省令第9条第2項第九号の「公知の技術」にあたり、役務取引許可は不要である。
- C 東京にあるロボットメーカーXは、アメリカで特許申請をする前に、特許申請に必要な技術資料の英文が適切かどうか、過去に米国特許商標庁に勤務していた非居住者のY氏に英文のチェックを依頼する予定である。この場合、貿易外省令第9条第2項第十一号の「工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引」にあたり、役務取引許可は不要である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

**<問題 1 1>**

【正解】 3 正解率は約 7 9 %

**Aは誤り。** 公知の技術については、貿易外省令第9条第2項第九号で規定されている。書籍は、貿易外省令第9条第2項第九号イに規定がある。公知の技術にあたるソフトウェアとしては、①貿易外省令第9条第2項第九号イの「電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術」及び②貿易外省令第9条第2項第九号ニの「ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引」として規定があるが、市販されているソフトウェアは、いずれにもあたらない。貿易外省令第9条第2項第十四号の適用可否の対象である。

**Bは正しい。** Aの解説を参照のこと。

**Cは誤り。** 貿易外省令第9条第2項第十一号の「工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引」は、役務取引許可を不要とする規定であるが、申請前の技術資料等の英文チェックで、外国や非居住者に提供する場合は別の役務取引であって、この貿易外省令の規定を適用することはできない。

## ＜問題 12＞

東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置X（価額90万円）をタイにあるメーカーBに輸出する契約を平成27年10月22日に結んだ。貿易会社Aでは、当該暗号装置Xを平成27年11月24日に輸出する予定である。メーカーBに事前に操作マニュアル（外為令別表の9の項に該当）を送る場合の対応について、正しい説明を1つ選びなさい。なお、操作マニュアルは、使用技術告示第一号で規定されていない。また、輸出令別表第1の9の項（7）は告示貨物ではない。貿易会社Aは、平成27年9月1日に有効期限が2年間の特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可のみを取得している。

1. この場合、貿易会社Aは、暗号装置Xの輸出について、少額特例が適用できるので、操作マニュアルをメーカーBと契約を締結した平成27年10月22日から、メーカーBに提供することができる。
2. この場合、貿易会社Aは、輸出する平成27年11月24日から、操作マニュアルをメーカーBに提供することができる。
3. この場合、貿易会社Aは、平成27年9月1日に特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しているため、操作マニュアルを平成27年9月1日から、メーカーBに提供することができる。

## <問題 12>

【正解】 1 正解率は約 74%

貿易会社Aは、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置X(価額90万円)をタイにあるメーカーBに輸出する契約を平成27年10月22日に結んでいる。暗号装置Xについては、少額特例が適用できるので、当該操作マニュアル(使用技術告示第一号にあたらぬ)については、貿易外省令第9条第2項第十二号により、「輸出契約の発効した日」以降、提供することができる。

なお、この場合、少額特例が適用できるので、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することはできない。



**<問題 13>**

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項に該当するICを英国にある海軍の研究所に輸出し、核兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項に該当するICを中国にある海軍の研究所に輸出し、通常兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項に該当するICを外国ユーザーリストに掲載されている団体に輸出し、用途が不明な場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 13>

【正解】 3 正解率は約 27%

包括許可取扱要領の別表 3 の (7) (表 1) では、

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地 (提供地)		
用いられる (利用される) 場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられる (利用される) おそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効 (注2)	
	上記以外	失効	
用いられる (利用される) 疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

(表 2) は、省略

(注 1) 表中、「失効」は、当該輸出又は取引について包括許可が失効するもの。また、「届出」は、当該輸出又は取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。「報告」は、当該輸出又は取引を行った後に当該輸出又は取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注 2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

**Aは正しい。** ホワイト国向けであっても、核兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、失効する。(黄色部分)

**Bは正しい。** 非ホワイト国向けであって、通常兵器の開発研究に用いられる場合、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、失効する。(緑色部分)

**Cは正しい。** 外国ユーザーリストに掲載されている団体に輸出し、用途が不明な場合、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、失効する。(オレンジ色部分)

#### <問題 14>

キャッチオール規制に関して、AからCのうち、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある工作機械メーカーXは、タイにある工作機械の大手販売会社Yより、タイ国内でストック販売をするということで、リスト規制に該当しないNC工作機械100台の注文を受けた。この大手販売会社Yの社長が、元タイ軍人であっても、当該取引について、工作機械メーカーXは、キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は不要である。
- B 東京にある素材メーカーXは、アメリカにある軍の核関連の研究所から輸出令別表第1の16の項に該当する合金の注文を受けた。軍の担当者からは、臨界核実験に使用すると連絡を受けた場合、当該取引について、素材メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。
- C 東京にある鉄鋼メーカーXは、中国にある重工メーカーYより、輸出令別表第1の16の項に該当する合金の注文を受けた。用途を確認したところ、戦車の部品を製造すると連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

**<問題 14>**

**【正解】 2** 正解率は約 70%

- Aは正しい。** 輸出先のタイにある工作機械の大手販売会社Yの社長が元軍人であっても、キャッチオール規制の要件ではないので、輸出許可申請は不要である。
- Bは誤り。** ホワイト国は、キャッチオール規制の対象外である。したがって、臨界核実験用であっても、許可申請は不要である。
- Cは誤り。** 中国を仕向地とする場合、通常兵器キャッチオール規制は、インフォームの通知があった場合のみ、許可申請が必要になる。

**<問題 15>**

AからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 大阪にある貿易会社Xは、アメリカにあるメーカーYから銃の専用部品を購入し、イスラエルのメーカーZに売却しようとしている。当該部品は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、大阪の貿易会社Xは、アメリカからイスラエルへの貿易を仲介しているだけなので、売却の契約前に仲介貿易取引許可申請は必要ない。
- B 昨日来日したロンドンにある貿易会社Xの社長は、来日中、アメリカにあるメーカーYから銃の専用部品を購入し、イスラエルのメーカーZに売却しようとしている。当該部品は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、アメリカからイスラエルへの貿易を仲介しているだけなので、売却の契約前に仲介貿易取引許可申請は必要ない。
- C 名古屋にある貿易会社Xは、アメリカにあるメーカーYから銃の製造技術を購入し、イスラエルのメーカーZに売却しようとしている。当該技術は、メーカーYからメーカーZに直接提供される。この場合、名古屋の貿易会社Xは、アメリカからイスラエルへの技術の仲介をしているだけなので、売却の契約前に役務取引許可申請は必要ない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 15>

【正解】2 正解率は約70%

- Aは誤り。** 大阪にある貿易会社Xは、アメリカにあるメーカーYから銃の専用部品を購入し、イスラエルのメーカーZに売却する、武器の仲介取引をしようとしているので、外為法第25条第4項に基づき、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- Bは正しい。** 外為法第25条第4項は、「居住者」が仲介貿易取引をする場合を規制している。ロンドンにある貿易会社Xは、非居住者なので、仲介貿易取引許可申請は不要である。
- Cは誤り。** 名古屋にある貿易会社Xは、アメリカにあるメーカーYから銃の製造技術を購入し、イスラエルのメーカーZに売却する、技術の仲介をしようとしているので、外為法第25条第1項に基づく役務取引許可申請が必要である。

**<問題 16>**

AからCのうち、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物を中国でストック販売をする際、需要者について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。
- B 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物を中国でストック販売をする際、需要者が軍の病院で、医療行為に用いられることが明らかな場合は、事前の「届出」は、不要である。
- C 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物をベルギーでストック販売をする際、需要者について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 16>

【正解】 1 正解率は約 78%

**Aは正しい。** 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、非ホワイト国で、ストック販売をする場合は、需要者について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。（包括許可取扱要領の（別表 3）の（2）の 1）を参照。）

**Bは正しい。** 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用して、非ホワイト国でストック販売をする際、需要者が軍の病院で、医療行為に用いられることが明らかな場合は、事前の「届出」は、不要である。（包括許可取扱要領の（別表 3）の（7）の 5）を参照。）

包括許可取扱要領の（別表 3）の（7）の（表 2）

仕向地（提供地）	輸出令別表第 3 に掲げる地域以外
輸出される貨物（提供される技術）の需要者（利用する者）が <b>軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関</b> である場合	<b>届出（注 3）</b>

（注1）（注2）は省略

（注 3） 輸出される貨物又は提供される技術がストック販売される場合にあつては、需要者又は利用する者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。

**Cは誤り。** 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用して、ホワイト国であるベルギーでストック販売をする際、需要者について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。（包括許可取扱要領の（別表 3）の（2）の 1）を参照。）



<問題 17>

AからCのうち、誤っている説明はいくつあるか答えなさい。

- A 大阪にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYから輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械10台の注文を受けた。メーカーXは、中国向けに輸出許可申請をすると時間がかかり、納期に間に合わなくなるので、既已取得していた一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使用して、一旦、韓国にある子会社Zに輸出し、韓国の子会社Zから中国のメーカーY向けに輸出することにした。この場合、メーカーXは、外為法違反に問われることはない。
- B 横浜にあるメーカーXの営業課長は、社長から「どんな手段を使ってもノルマを達成しろ」と厳命されたので、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置をやむなく「非該当」と該非判定書を偽造し、無許可で中国にあるメーカーYに輸出した。この場合、営業課長が独断で行ったことであり、メーカーXは法人として、外為法違反に問われることはない。
- C 東京にあるメーカーXは、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械をタイにあるメーカーYに輸出する予定である。メーカーXの営業担当者は、輸出許可申請に必要な最終需要者の誓約書を入手しようとしたが、メーカーYの担当者が嫌がったため、やむなくメーカーXが、相手の許可を得て、メーカーYの誓約書を適当に作成し、輸出許可申請を行った。その後、メーカーXは、経済産業大臣から輸出許可を取得し、メーカーYに輸出した。この場合、輸出許可は取得しているのでメーカーXは、外為法違反に問われることはない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 17 >

【正解】 3 正解率は約 95%

- Aは誤り。** このケースでは、仕向地は中国である。メーカーXは、中国向けの輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械の輸出を韓国向けと偽って、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用した。一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、輸出令別表第3の地域（ホワイト国）を仕向地とする輸出のみに適用できるものであり、仕向地中国の場合は適用できない。この場合、一旦、韓国の子会社Zに輸出し、そこから中国向けに輸出しているため、無許可輸出にあたる。
- Bは誤り。** メーカーXの営業課長は、社長から「どんな手段を使ってもノルマを達成しろ」と厳命されたとしても、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を法人Xとして中国に輸出していることから、メーカーXは無許可輸出で外為法違反に問われる。
- Cは誤り。** メーカーXの営業担当者は、輸出許可申請に必要な最終需要者の誓約書を入手しようとしたが、メーカーYの担当者が嫌がったため、やむなくメーカーXが、メーカーYの誓約書を適当に作成し、輸出許可申請を行っている。その後、メーカーXが輸出許可を取得したとしても、不実の許可申請で許可を取得しているためメーカーXは、外為法第70条第1項三十三条で外為法違反に問われる。

**<問題 18>**

外為法等遵守事項と遵守基準省令に関するAからCの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為法等遵守事項には、「子会社及び関連会社の指導」の規定はないが、遵守基準省令には、「子会社及び関連会社の指導」の規定がある。
- B 遵守基準省令で努力規定とされている文書保存は、外為法等遵守事項では、義務規定とされている。
- C 遵守基準省令で努力規定とされている監査は、外為法等遵守事項でも、努力規定とされている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

**<問題 18>**

**【正解】 1 正解率は約 53%**

- Aは誤り。** 外為法等遵守事項には、「7 子会社及び関連会社の指導」の規定があるが、遵守基準省令には、「子会社及び関連会社の指導」の規定はない。
- Bは正しい。** 遵守基準省令で努力規定とされている文書保存は、外為法等遵守事項では、義務規定とされている。
- Cは誤り。** 遵守基準省令で努力規定とされている監査は、外為法等遵守事項でも、義務規定とされている。

**<問題 19>**

AからCの貨物を無許可輸出した場合、外為法第69条の6第1項第二号が適用される組み合わせを選びなさい。

**(参照条文)輸出貿易管理令第13条**

第13条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

- A 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット
- B 輸出令別表第1の2の項(12)に該当するNC工作機械
- C 輸出令別表第1の6の項(2)に該当するNC工作機械

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

＜問題 19＞

【正解】3 正解率は約35%

- Aは正しい。** 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメットは、輸出令第13条に該当しない。したがって、無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号は適用されず、外為法第69条の6第1項第二号が適用される。
- Bは誤り。** 輸出令別表第1の2の項(12)に該当するNC工作機械は、輸出令第13条に該当する。したがって、無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号が適用される。
- Cは正しい。** 輸出令別表第1の6の項(2)に該当するNC工作機械は、輸出令第13条に該当しない。したがって、無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号は適用されず、外為法第69条の6第1項第二号が適用される。

(参考)

第69条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、7年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が700万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一 第25条第1項又は第4項の規定による許可を受けないでこれらの項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1,000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの(以下この項において「核兵器等」という。)の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵(次号において「開発等」という。)のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第25条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第48条第1項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物(※輸出令第13条)について、第25条第4項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

3 第1項第二号及び前項第二号(貨物の輸出に係る部分に限る。)の未遂罪は、罰する。

## <問題 20>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 技術Xは、外為令別表の5の項に該当する技術であるが、2015年10月1日から特許庁の公開特許情報になっている。この技術Xを2015年10月22日に外国に送る場合、貿易外省令第9条第2項第九号が適用できる。
- B 東京の大学教授は、米国の著名な科学雑誌の出版社から、2015年9月1日に執筆依頼を受け、外為令別表の3の2の項(1)に該当する技術Xを含む論文を執筆して、2015年10月22日に電子メールで出版社に論文を送る場合、貿易外省令第9条第2項第九号が適用できる。なお、雑誌が販売されるのは、2015年12月初旬である。
- C 技術Xは、外為令別表の9の項に該当するプログラムであるが、2015年9月末までは、ネット上に公開され、誰でも入手できたが、2015年10月22日現在は、ネットから削除されている。この技術Xを2015年10月22日に外国に送る場合、貿易外省令第9条第2項第九号が適用できる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題20>

【正解】3 正解率は約28%

- Aは正しい。** 外為令別表の5の項に該当する技術Xは、2015年10月1日から特許庁の公開特許情報になっている。したがって、貿易外省令第9条第2項第九号ロにあたり、技術Xを2015年10月22日に外国に送る場合、役務取引許可は不要である。
- Bは正しい。** 東京の大学教授は、米国の科学雑誌の出版社から、2015年9月1日に執筆依頼を受け、外為令別表の3の2の項(1)に該当する技術Xを含む論文を執筆し、2015年10月22日に電子メールで出版社に論文を送る場合、貿易外省令第9条第2項第九号ホの「雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引」にあたる。
- Cは正しい。** 技術Xは、外為令別表の9の項に該当するプログラムであるが、2015年9月末までは、ネット上に公開され、誰でも入手できたというのであるから、貿易外省令第9条第2項第九号イの「電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引」にあたる。



### <問題 2 1>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

東京にある電機メーカーAは、自社で次世代の暗号アルゴリズムX（外為令別表の9の項該当）を開発したので、来月、ニューヨークで行われる暗号の国際標準の策定のための国際会議に出席し、発表する予定である。この場合、電機メーカーAは、役務取引許可は不要である。

**<問題 2 1 >**

**【正解】 1 正解率は約 8 5 %**

東京にある電機メーカーAは、暗号アルゴリズムX（外為令別表の9の項該当）を開発し、ニューヨークで行われる暗号の国際標準の策定のための国際会議に出席し、発表するということから、貿易外省令第9条第2項第十六号の「暗号メカニズム若しくは暗号アルゴリズム又はこれらの参照コードを提供する取引であって、国際標準の策定のための国際会議への出席又は提案若しくは意見表明において必要となるもの」にあたり、役務取引許可は不要である。

## <問題 2 2>

以下の問題文を読んで、下線部分が、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

運用通達 1-1 (7) (イ)ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されている技術データであって、当該組み込まれている貨物を使用するための技術データについては、外為令別表の 1 から 1 5 までの項の中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱う。

## <問題 2 2 >

### 【正解】 1 正解率は約 8 5 %

役務通達 2 (6) では、「運用通達 1-1 (7) (イ)ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されている技術データであって、当該組み込まれている貨物を使用するための技術データについては、外為令別表の 1 から 1 5 までの項の中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱う。」と規定している。

つまり、①運用通達の 1 0 %ルールが適用できる貨物に内蔵されている技術データで、かつ、②当該組み込まれている貨物を使用するための技術データについては、外為令別表の 1 から 1 5 までの項の中欄に掲げる技術であっても、該当しないものとして扱うという規定である。

### <問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)の国家安全保障(NS)理由で規制されている米国原産の部品及びソフトウェアを組み込んだ日本製の品目の組込比率(価格比)を求める場合には、米国原産の部品及びソフトウェアの合計価格(分子)を日本製の品目の価格(分母)で除して、100を掛けて求める。ただし、米国原産の部品及びソフトウェア共に輸出しようとしている仕向国向けに許可の必要な品目とする。

**<問題 23>**

**【正解】 2 正解率は約 73%**

米国原産品目の価格と米国原産品目を組み込んだ非米国原産品目の価格の比率(組込比率)を求める場合には、貨物対貨物、ソフトウェア対ソフトウェア及び技術対技術のように貨物、ソフトウェア及び技術のそれぞれの組込比率を求めなければならない。

ただし、非米国製貨物に米国原産のソフトウェアがバンドルされており、当該ソフトウェアが対テロ規制(AT)のみで規制されている又はEAR99に分類される場合には、バンドル・ソフトウェア対貨物の比率を組込比率として使用できる。この設問の部品及びソフトウェアは、国家安全保障(NS)理由で規制されている品目であるため、バンドル・ソフトウェアの取扱はできない。したがって、誤りである。

#### <問題 24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

日本の外国ユーザーリスト掲載者への輸出と同様に、輸出管理規則(EAR)の Entity List 掲載者へ EAR 規制対象品目を再輸出する場合は、大量破壊兵器用途でないことが明らかな場合には、BIS の許可は不要である。

**<問題 24>**

**【正解】 2 正解率は約 87%**

Entity List には、当該 Entity List 掲載者へ EAR 規制対象品目を輸出・再輸出又は国内移転する場合に規制対象となる品目が規定されており、この規制対象品目を当該 Entity List 掲載者に再輸出する場合には、用途に係わらず BIS の許可が必要である。



**<問題 25>**

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

許可例外 APR の中には、米国原産品目が組み込まれた非米国製品に米国原産のスペア部品を同梱して再輸出する場合に、スペア部品の総価格が本体価格の10%以下ならば、許可例外 APR が適用可能であるとの規定がある。

**<問題 25>**

**【正解】 1 正解率は約 67%**

許可例外 APR の中には、米国原産品目が組み込まれた非米国製品に米国原産のスペア部品を同梱して再輸出する場合に、スペア部品の総価格が本体価格の 10%以下ならば、許可例外 APR が適用可能であるとの規定がある。

§740.16(h)参照。